

建物の除却に使える補助金、有ります！

— まちなみづくり支援事業 令和8年度予算 3,000万円 —

建築物の除却支援

空き家などの解消やまとまった宅地の確保のため、建築物の除却を支援します。

土地を手放したいけど
建物の除却費が負担…

建物を除却したいけど
近隣との調整が負担…



土地・建物所有者



こんなお悩みをお持ちの方は、是非
建築物の除却支援の活用をご検討ください！

補助金

除却費の3/4
(最大200万円/戸)

市外宅建事業者は160万円/戸

【主な要件】

- ・土地の権利を宅地建物取引業者が所有
- ・接道幅10m以上の確保
※隣接地との一体利用含む
- ・道路用地の提供に承諾
- ・除却後に住宅を建築

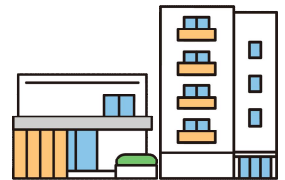
【事業の流れ】



売買等

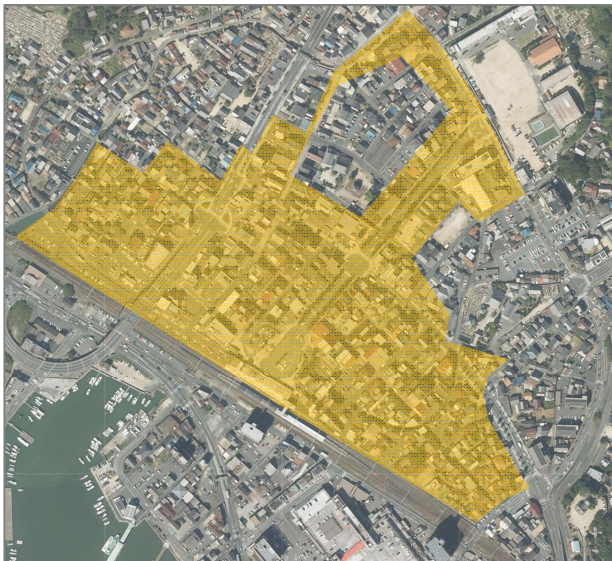


除却費の3/4補助
(最大200万円/戸)



対象エリア

(笠岡駅周辺の商業地域かつ居住誘導区域)



商業地域：商業機能等の振興を図る地域
居住誘導区域：持続可能な生活環境の確保を目指す区域

共同住宅の建築支援

土地の利活用や駅周辺の住環境整備のため、共同住宅の建築を支援します。



補助金

共同住宅建築支援
最大160万円/戸

【主な要件】

- ・建物区分：共同住宅（特殊建築物）
※長屋住宅は対象外
- ・面積等：55㎡/戸以上・8戸以上/棟
- ・基本額：100万円/戸
※店舗等を備える場合は加算あり

問合先

笠岡市 建設部 都市計画課
〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1
TEL：0865-69-2138 FAX：0865-69-2183
E-mail：toshikeikaku@city.kasaoka.lg.jp